

漁船拿捕に伴う請求権
の処理方針について

39.3.16
理外

1 処理方針

37年末に大筋の合意をみた経済協力(無償3

億円、有償2億円)の供与に対し韓国側

がその対日請求権もどの程度放棄するか

明確でない現段階では、漁船拿捕に

伴なうわが方の対韓請求権については、

次の方針により処理するのが妥当である。

(方針)

(1) 韓国独立(23年8月)までの間における

拿捕分(20隻)を除き、平和条約の発効

前(77隻)及び発効后(221隻)を問わず

すべて請求権を主張する。

(2) 韓国独立までの間における拿捕分

については、わが方は、対韓請求権

を有しない(平和条約4条(b)項参照)。

(注1) 韓国側の対日請求権解決の方針が

不明確であるというのは、97年末における

大筋の合意の後、同国側が船舶に対

する対日請求権を留保する二とき意思表

示を行っている二と号を指す。

(注2) 現段階においては、上記処理方針を

踏むとしても、最終段階で何らかの譲歩

を余儀なくされるおそれなしとしない。

そのような事態を前提として、請求権放

棄に伴なう問題点を検討すれば、次の

とおりである。

(1) 77隻

(2) 国内説明としては、一度は日韓国交正

常化という大局的見地から放棄は旨を

説明するとしても、かかる説明に対しては、

日本財産の放棄及び全情協力の供与に

加えて本請求権をすべて放棄するのは

不当であるとの批判が予想される。

(b) 損失補償要求に対して、政府としては

平和条約の場合ほゞ強い立場をとり

えな。すなわち、政府は、本請求権

の放棄は外交保護^和の放棄にすぎないから

憲法29条3項の問題はあつたといふと説明

する二つとならうが、この説明は、本請求

権の放棄が特別取扱いによるものである。

平和条約の場合のごとく通常の憲法の観

念では押しえられない^と事情はないから

平和条約の場合に比し復讐力が少ない。

すなわち、損失補償を行なうとすれば、そのような取扱い、在外
財産問題に於いて大きな影響を及ぼすこととなる。

(c) 77隻の漁船は、マ・ラインを越えて操

業することを禁止したわが国の国内法令に

違反はものである。したがって、この

国内法違反は、例之は「買舞金を拒否する

理由とはなり之も、法律上の補償義務

を否認する根拠とはなり之なり。

(d) 本請求権の放棄及びそれに伴う

国内処理は、将来における対中国(台

湾)特別取極の前例となる。

(12) 221 隻

(a) 国内説明としては、77 隻の場合と同様

説明する以外方法がないと思われるが、

本請求権が平和条約発効後に発生した

点から見て、77 隻の場合以上の放棄する

論が予想される。(本請求権は、平和条

約4年(2)項に該当する韓国側の対日請求

権がどのように解決されるおににかかわり

なく、あくまでこれを主張すべき性質のもの

と考えられる。)

(b) 損失補償要求に対して、政府としては、

法律論上

77隻の場合と同様弱い立場に立たされる

だけでなく、外交保護放棄の意思の決断

を浴びることとなり、結局補償の点の

新規の立法措置を全儀なくすおそれがある。

ただし、このような補償措置は、在外財産向

題に対して(少くも論理的には)波反動を有

しない。